

第5章

教育・保育に関する法制度と 教育行政

白川 優治 千葉大学国際教養学部准教授

1 教育法・教育行政の役割

この章では、教育や保育にかかわる法律や制度について学んでいく。しかし、法律や教育行政には、あまりなじみがないかもしれない。そこで、まず、日本には、どのくらいの数の学校があるか想像してみよう。そして、日本では、現在、どのくらいの人数の子どもたちが学校で学んでいるだろうか。そこではどのくらいの人数の教師が教育活動を行っているだろうか。表5-1は、2015年の日本の学校数、児童生徒数、教員数を示したものである。

ここから、小学校を例にとると、日本には、約2万校の小学校があり、654万人の子どもたちを、42万人の教師が教えていることがわかる。全体でみると、

表5-1 日本の学校数・児童生徒数・教職員数(2015年)

	保育所等	幼稚園	幼保連携型 認定こども 園	小学校	中学校	中等教育 学校	高等学校	特別支援 学校
校数	26,852	11,674	1,943	20,601	10,484	52	4,939	1,114
児童・生徒数	2,202,313	1,402,248	281,136	6,543,104	3,465,215	32,317	3,319,114	137,894
教員数	492,788	101,497	37,461	417,152	253,704	2,509	234,970	80,905

注) 保育所等とは、「保育所」「幼稚園型認定こども園」「地方裁量型認定こども園」「特定地域型保育事業(小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業)」をさす。また、保育所等の教員数は、2014年の保育所の職員数。

(出所) 文部科学省「学校基本調査 平成27年度」、厚生労働省「保育所等関連状況取りまとめ(平成27年4月1日)」

日本には、保育所から高校までを含めると、7万を超える学校・施設が存在し、1,700万人を超える子どもたちが、日々そこで学ぶとともに、160万人の教員がそこで働いている。日本の教育・保育のシステムがとても大規模なものであることがわかるだろう。

このような巨大な教育・保育のシステムを運営するためには、全体に共通するルールを設定したり、それぞれの学校の種類ごとに共通した教育内容や教育方法を設定することが必要になる。そうしなければ、同じ「小学校」と呼ばれる学校でも、学校ごとに教育の進め方に大きな差が生じてしまうだろう。また、学校や子どもたちをめぐって何らかの問題が起こった時に、その解決のための体制や方法をあらかじめ決めておくことも必要である。それがなければ、問題解決が遅れてしまうかもしれない。このように、教育システムを運営するために必要となる共通のルールを設定することが法律の役割であり、その共通のルールに基づいて、保育や教育のシステムを運営していくことが教育行政の役割である。つまり、教育法や教育行政は、巨大な保育と教育のシステムを運営していくための基盤となるものなのである。

また、法律は、義務として何かを行うことを強制したり、禁止することもできる。保育や教育の仕組みのなかで、法律を通じた強制や統制、規制の役割や意味を考えることも重要である。そこで本章では、教育や保育についての基本的な法制度や教育行政の仕組みを学ぶことで、日本の教育の基本的な考え方や教育法の意味や役割を理解していく。

2 教育についての基本的な考え方:

日本国憲法・教育基本法・教育振興基本計画

1. 教育の法律主義

日本という国はどのような仕組みで作られているだろうか。現在の日本の基本的な仕組みを一言で表すとすれば、日本国憲法を最高法規とする法治国家であるといえるだろう。「法治国家」とは、国の基本的なルールを法律で定め、

その法律に基づいて社会を運営する国のあり方を意味する。現在の日本では、すべての法律の前提となる国の基本的なあり方を定める憲法として「日本国憲法」が定められ、そのもとに、各種の法律が定められている。

教育や学校も例外ではなく、「教育の法律主義」の考え方の下に、教育のあり方が「法律」で定められている。日本国憲法は、「法律」を定めることができるのは、国民による直接選挙によって選ばれた国会議員によって構成される国会のみであることを定めており(唯一の立法機関としての国会: 憲法第41条)、そのため法律は、国民の意思に基づくものとされている。このことから、日本社会の教育の基本的なあり方には、国民の意思が反映されていることになる。

2. 日本国憲法と教育基本法

戦後日本の国の基本的なあり方は、1946年に公布された日本国憲法によって定められている。日本国憲法は、教育について、第26条1項で「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と定め、同条2項では「すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。」と定めている。この憲法26条は、「教育を受ける権利」と「義務教育の基本的方針(「保護する子女に普通教育を受けさせる義務」および「義務教育の無償」)」を定めたものとして、現在の日本において、教育のあり方の根幹を形作っている。重要なことは、国民には教育を受ける義務はなく、教育を受けることは権利であることであり、義務教育の義務は「教育を受けさせる義務」であることである。

このような日本国憲法第26条が示す教育のあり方を具体的に実現するために、1947年に教育基本法が制定された。教育基本法は、戦後日本の教育の理念を宣言するとともに、教育の基本原則を明示する役割が与えられた法律である。教育の理念の宣言とは、戦前期の「教育勅語」に代わって、戦後日本の教育の目的を、個々人の「人格の完成」をめざすものであると示したことであり、教育の基本原則とは、9年間の義務教育制度や男女共学など教育制度の基本的枠組みを示したことにある。日本国憲法と教育基本法によって、日本の教育の基本的なあり方が示され、このもとに、教育や学校についてのさまざまな法律(たとえば、学校教育法、社会教育法、教育職員免許法など)が定められることで、教育システムを共通に運営するためのルールが作られている。

3. 2006年の教育基本法の改正

1947年に制定された教育基本法は、2006年に全部改正という方法で改正されるまで、60年間1度も変更されなかった。しかし、時代の変化のなかで、2006年に教育基本法改正が行われた。この改正による大きな変更点は、①教育の目標に「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国や郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと」(教育基本法第2条5号)として、いわゆる「愛国心」の育成が教育目標に含みこまれたこと、②それまでなかった「教育振興基本計画」の策定が国に義務づけられたこと(教育基本法第17条)である。

改正されたあとも、教育基本法が、憲法第26条とともに、教育の基本原則を示している役割には変わりはない。ただし、「愛国心」の育成が教育目標に明記されたことは、改正前の教育基本法が、一国に限定されない普遍的価値を重視していたことに対し、「日本の教育」としての意味づけを強調するように

なったとみることができる。また、心のあり方を法律で明記したことに対しては賛否両論が存在する。このような教育目標の改正は、教育課程や教育内容の見直しを通じて、改正後の学校教育に反映されている。

(教育の基礎と展開。学文社 2016)

資料

教育基本法

[平成 18 年 12 月 22 日法律第 120 号]

教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）の全部を改正する。

我々日本国民は、たゆまぬ努力によって築いてきた民主的で文化的な国家を更に発展させるとともに、世界の平和と人類の福祉の向上に貢献することを願うものである。

我々は、この理想を実現するため、個人の尊厳を重んじ、真理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する。

ここに、我々は、日本国憲法の精神にのっとり、我が国の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、この法律を制定する。

第一章 教育の目的及び理念

（教育の目的）

第一条 教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

（教育の目標）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

（生涯学習の理念）

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊

かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

（教育の機会均等）

- 第四条 すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。
- 2 国及び地方公共団体は、障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。

第二章 教育の実施に関する基本

（義務教育）

第五条 国民は、その保護する子に、別に法律で定めるところにより、普通教育を受けさせる義務を負う。

- 2 義務教育として行われる普通教育は、各個人の有する能力を伸ばしつつ社会において自立的に生きる基礎を培い、また、国家及び社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的として行われるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、適切な役割分担及び相互の協力の下、その実施に責任を負う。
- 4 国又は地方公共団体の設置する学校における義務教育については、授業料を徴収しない。

（学校教育）

第六条 法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる。

- 2 前項の学校においては、教育の目標が達成されるよう、教育を受ける者の心身の発達に応じて、体系的な教育が組織的に行われなければならない。この場合において、教育を受ける者が、学校生活を営む上で必要な規律を重んずるとともに、自ら進んで学習に取り組む意欲を高めることを重視して行われなければならない。

（大学）

第七条 大学は、学術の中心として、高い教養と

専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

- 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。

(私立学校)

第八条 私立学校の有する公の性質及び学校教育において果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体は、その自主性を尊重しつつ、助成その他の適当な方法によって私立学校教育の振興に努めなければならない。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(幼児期の教育)

第十一条 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。

(社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

(政治教育)

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

- 2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

(宗教教育)

第十五条 宗教に関する寛容の態度、宗教に関する一般的な教養及び宗教の社会生活における地位は、教育上尊重されなければならない。

- 2 国及び地方公共団体が設置する学校は、特定の宗教のための宗教教育その他宗教的活動をしてはならない。

第三章 教育行政

(教育行政)

第十六条 教育は、不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであり、教育行政は、国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公正かつ適正に行われなければならない。

- 2 国は、全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を図るため、教育に関する施策を総合的に策定し、実施しなければならない。

- 3 地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。

- 4 国及び地方公共団体は、教育が円滑かつ継続的に実施されるよう、必要な財政上の措置を講じなければならない。

(教育振興基本計画)

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

- 2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

第四章 法令の制定

第十八条 この法律に規定する諸条項を実施するため、必要な法令が制定されなければならない。

附 則 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から施行する。